

府中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 令和3年度取組・進行管理(PDCA)

具体的な取組み(Plan)	実績(Do)	評価(Check)	改善策の検討(Action)
<p>1 住宅所有者に対して直接的に行う耐震化の促進に係る取組</p> <p>市内の新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入より前に建築された住宅の所有者へ、訪問やダイレクトメール、自治会への回覧などの直接的に所有者へ伝わる手法により、耐震化の必要性の啓発や支援制度の紹介などの働き掛けを行う。</p> <p>分譲マンション管理組合への啓発資料の送付 約130通</p>	<p>送付対象 37管理組合 送付部数 187部</p>	<p>市で把握している助成対象となる管理組合宛てに送付を行った。</p>	<p>啓発資料の送付により助成実績へとつながったことから、引き続き、取組を実施し働き掛けを行う。</p>
<p>2 耐震診断実施者に対して行う耐震化の促進に係る取組</p> <p>耐震診断の実施後、耐震化が未実施である住宅の所有者を対象にフォローアップを行い、着実に耐震化が進むように働き掛けを行う。</p> <p>前年度耐震診断実施者への啓発資料及びアンケートの送付 前年度診断実施者(18戸)</p>	<p>耐震改修等未実施者に送付7戸</p>	<p>耐震診断の結果、耐震性が不足している所有者へフォローアップを実施し、アンケートによる耐震化に関する意向調査など継続的に実施することができた。</p>	<p>引き続き啓発資料の送付やアンケート調査といったフォローアップを実施することにより、耐震診断実施者へ継続的に耐震化の必要性を働き掛け、所有者の主体的な取組を促す。</p>
<p>3 改修事業者等の技術力の向上等に係る取組</p> <p>市内の改修事業者等を対象とした講習会を実施するほか、市民が改修事業者等へ容易に接触できるように情報を展開する。</p> <p>(1) 改修事業者等に向けた講習会の実施 1回</p> <p>(2) 事業者リストの公表 相談者へ適宜周知</p>	<p>1回 窓口で配布</p>	<p>講習会により新たな知識の習得機会を提供することができた。 また、相談者への事業者リストの配布を行った。</p>	<p>改修事業者の技術力向上については、引き続き講習会による取組みを継続する。 住宅所有者が改修事業者へ容易に相談ができるよう、事業者情報の周知を強化する。</p>

府中市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 令和3年度取組・進行管理(PDCA)

具体的な取組み(Plan)	実績(Do)	評価(Check)	改善策の検討(Action)
4 広く一般に向けた耐震化の必要性の普及・啓発に係る取組			
<p>市内におけるイベントの開催時において普及・啓発活動を実施するほか、個人や地域へ専門家や職員の派遣を行うことで、住宅の耐震化を必要とする方のニーズに合わせて広く情報を発信する。</p>			
<p>(1) 広報紙への掲載 1回</p> <p>(2) 市ホームページへの掲載 通年掲載</p> <p>(3) 住宅耐震地域啓発隊 通年受付</p> <p>(4) 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業 34件</p> <p>(5) 耐震化セミナー及び耐震相談会の開催 木造住宅・分譲マンション各1回</p> <p>(6) 市内イベント時の啓発ブース出展 適宜</p> <p>(7) 窓口における啓発資料の配布 通年設置</p>	<p>2回</p> <p>通年掲載</p> <p>0件</p> <p>6件</p> <p>木造住宅・分譲マンション各1回 セミナー(10人)、 相談会(7人)</p> <p>2回 (福祉まつり・総合防災訓練)</p> <p>通年設置</p>	<p>イベント開催による啓発ブースの出展や耐震化セミナー及び耐震相談会の実施、広報紙や市ホームページ等により、広域的な周知・啓発を実施することができた。</p> <p>住宅耐震地域啓発隊事業は前年度からのコロナ禍の影響で集会を行うことが難しいこともあり、活用実績が無かった。また、地域啓発隊の利用増に向けた新たな施策についても、事業実施が困難なことから検討が進まなかった。</p> <p>耐震アドバイザーの派遣については、前年度に比べ、申請件数が減となった。</p>	<p>イベント時の啓発ブースの出展や耐震化セミナーなどの普及・啓発活動にあっては、必要な感染症対策を徹底し、積極的な展開を継続する。</p> <p>地域啓発隊による職員派遣及び耐震アドバイザーによる専門家の派遣は、申込件数の改善を目指して周知・啓発を積極的に行う。</p>
5 財政的な支援に係る取組			
<p>木造住宅の耐震化助成を継続して実施するとともに、新たに分譲マンションの耐震化助成を実施する。また、近年の感染症対策を鑑み、住宅の所有者が活用しやすい助成制度となるよう、手続きの見直しを行う。</p>			
<p>(1) 木造住宅の耐震診断費及び耐震改修費等に対する助成 診断35件／改修15件／シェルター等設置1件／除却15件</p> <p>(2) 分譲マンションの耐震アドバイザー派遣費用及び耐震診断費に対する助成 アドバイザー10件／診断2件</p> <p>(3) 助成制度に係る手続きの見直し</p>	<p>診断13件／改修7件／シェルター等設置0件／除却6件</p> <p>アドバイザー2件／診断2件</p> <p>・分譲マンションの補強設計助成の制度実施の検討 ・木造住宅耐震化助成制度に係る要綱の見直し</p>	<p>コロナ禍の影響により、イベントのオンライン化や耐震化セミナーの延期等があり、普及啓発活動が十分にできず、助成制度の申請件数が減少している。</p> <p>木造住宅を対象とした助成事業は、一時的な費用負担を軽減するなど、住宅所有者が活用しやすい制度となるよう見直しを行った。</p> <p>分譲マンションの補強設計に係る助成制度について、制度化を行った。</p>	<p>耐震化の促進に係る周知・啓発活動を継続・拡充することで申込件数の改善を図る。</p> <p>手続きを見直した助成制度や新たな助成メニューを元に、引き続き財政的支援を実施する。</p>